

松江市立病院職員勤怠管理業務委託 第一優先交渉権者選定方法について

松江市立病院が実施する「松江市立病院職員勤怠管理業務委託」に係る、公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選定は、下記の方法による。

記

1. 審査委員会

- (1) 応募された提案書等の審査は、「松江市立病院職員勤怠管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）」及び事務局が行う。
- (2) 審査委員会は、提出された提案書等を本基準に基づき審査し、第一優先交渉権者と次点交渉権者を選定する。

2. 第一優先交渉権者の選定方法

- (1) 第一優先交渉権者の選定は、提出された企画提案書等提出書類の審査結果及び提案書による提案内容のプレゼンテーション結果から行う。
- (2) 企画提案書等提出書類の内容について、「仕様書」に記載の要求事項及び提案事項、「機能仕様書」に記載の詳細機能要求事項、提案価格書について一次審査を実施する。
- (3) 二次審査（プレゼンテーション）は別途指定する日に実施する。
- (4) 企画提案が四者以上の場合、(2) による審査により、得点の多い者から三者を選定し、(3) に係る審査を実施する。
- (5) 配点は次のとおりとする。
 - 要求事項：1, 100点（55項目）
 - 詳細機能要求事項：900点（得点=900点×（要求事項の獲得点÷要求事項の満点））
 - 提案事項：1, 600点（20項目）
 - 価格：1, 000点（価格点=（各社提案価格の平均額/当該提案価格）×配点×0.5）
 - プレゼンテーション：400点（審査委員1名100点）
- (6) 上記により算出された合計点数が最も高い者を第一優先交渉権者とする。
- (7) 合計点数が最も高いものが2者以上あるときは、「プレゼンテーション」の得点が最も高い者を第一優先交渉権者とする。
 - なお、「プレゼンテーション」の得点と同じ場合は、「要求事項」の得点が高い者を、「要求事項」も同じ場合は「詳細機能要求事項」の得点が高い者を、「詳細機能要求事項」も同じ場合は「提案事項」の得点が高い者を第一優先交渉権者とする。全ての項目が同点の場合、当該提案者またはその代理人にくじを引かせ、第一優先交渉権者、次点等の順位を決定する。
- (8) 評価点が満点（5, 000点）の6割（3, 000点）に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

3. 採点方法

採点は、提案された企画の優秀性及び提案価格の低廉性を、別表「採点基準表」により行う。